

追 加 議 案 一 覧 表

(令和 7 年 3 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 42 号	湖西市副市長の選任につき同意を求めることについて
議案第 43 号	湖西市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
議案第 44 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 45 号	令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 46 号	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

議案第 42 号

湖西市副市長の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、下記の者を湖西市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 片 山 彰 宏

議案第 43 号

湖西市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 片 山 彰 宏

議案第 44 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項第 1 号ウ中「6,720 円」を「6,860 円」に改め、同号オ中「10,500 円」を「10,710 円」に改め、同項第 2 号ウ中「4,800 円」を「4,900 円」に改め、同号オ中「7,500 円」を「7,650 円」に改め、同項第 3 号ウ中「1,920 円」を「1,960 円」に改め、同号オ中「3,000 円」を「3,060 円」に改め、同条第 2 項第 2 号ア中「1,440 円」を「1,470 円」に改め、同号イ中「2,400 円」を「2,450 円」に改め、同号ウ中「3,840 円」を「3,920 円」に改め、同号エ中「4,800 円」を「4,900 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 8,645 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 21 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	276	136	412
	1 財産運用収入	276	136	412
歳 入 合 計		4, 486, 316	136	4, 486, 452

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	基金積立金	276	136	412
	1 基金積立金	276	136	412
歳 出 合 計		4, 486, 316	136	4, 486, 452

議案第 46 号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

湖西市議会議長 馬 場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 神 谷 里 枝

(別紙)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

なお、必要となる財源については、地方交付税の交付・不交付の如何に関わらず、国として必要な措置を講ずることも合わせて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日提出

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

宛

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

静岡県湖西市議会